

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年 6月22日
【会社名】	株式会社オートバックスセブン
【英訳名】	AUTOBACS SEVEN CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 小林 喜夫巳
【本店の所在の場所】	東京都江東区豊洲五丁目 6番52号
【電話番号】	03(6219)8601
【事務連絡者氏名】	執行役員 北條 和重
【最寄りの連絡場所】	東京都江東区豊洲五丁目 6番52号
【電話番号】	03(6219)8601
【事務連絡者氏名】	執行役員 北條 和重
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町 2番 1号

## 1【提出理由】

平成28年6月21日開催の第69期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 株主総会開催の年月日

平成28年6月21日

(2) 議決権の状況

議決権を有する株主数 36,138名

総議決権個数 839,567個

(3) 議決権行使状況

	株主総会前日までの 議決権行使（事前行使）	株主総会当日出席 による議決権行使	議決権行使合計
議決権行使個数	583,768個	153,362個	737,130個
行使率	69.53%	18.26%	87.79%

(4) 株主総会決議事項の内容とその結果等

株主総会 決議事項	事前行使			議決権行使結果合計				決議 結果
	賛成 (個)	反対 (個)	棄権 (個)	賛成 (個)	反対 (個)	棄権 (個)	賛成率 (%)	
第1号議案 剰余金の処分の件(剰余金の配当、1株につき金30円)								
	582,009	1,762	1	695,393	1,768	39,973	94.33	可決
第2号議案 取締役9名選任の件								
1. 小林喜夫巳	399,209	35,787	148,784	512,593	35,793	188,756	69.53	可決
2. 松村晃行	426,865	8,133	148,784	540,249	8,139	188,756	73.29	可決
3. 平田功	426,848	8,150	148,784	526,384	22,004	188,756	71.40	可決
4. 小山直行	426,848	8,150	148,784	540,232	8,156	188,756	73.28	可決
5. 熊倉栄一	426,871	8,127	148,784	540,255	8,133	188,756	73.29	可決
6. 堀井勇吾	426,848	8,150	148,784	540,232	8,156	188,756	73.28	可決
7. 島崎憲明	427,219	7,779	148,784	540,603	7,785	188,756	73.33	可決
8. 小田村初男	427,155	7,843	148,784	540,536	7,852	188,756	73.32	可決
9. 高山与志子	427,062	7,936	148,784	526,598	21,790	188,756	71.43	可決
第3号議案 監査役2名選任の件								
1. 住野耕三	432,272	2,712	148,784	545,651	2,723	188,756	74.02	可決
2. 池永朝昭	433,654	1,330	148,784	547,034	1,340	188,756	74.21	可決

- 注) 1 第1号議案の可決要件は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
- 2 第2号議案および第3号議案の可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席と、その出席した株主の議決権の過半数の賛成であります。
- 3 「事前行使」の賛成・反対・棄権の各個数は、議決権行使書(インターネット等による行使を含む)による事前行使の議決権の数であります。
- また、「議決権行使結果合計」の賛成・反対・棄権の各個数は、議決権行使書(インターネット等による行使を含む)による事前行使の議決権の数および当日出席した株主の議決権の数(当日出席の株主の皆様が決議事項に対する議決権行使結果をご記入いただいた用紙を、株主総会閉会後に回収・集計したもの)の合計であります。
- 4 議決権行使結果合計の賛成率は、「(3)議決権行使状況」の議決権行使合計の個数を分母として算出しております。

- (5) 前記(4)の議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由  
該当事項はありません。

以上